

(別表1) 補助対象事業、補助金の補助率及び上限額等
(交付要項第3条第1項関係)

(単位：千円)

分野	補助対象事業	事業実施者	種別	補助率	補助上限額 ※1	補助下限額 ※2
人口減少対策（地域づくり人材の育成）	地域課題の解決に向けて、若者や地域おこし協力隊など地域づくりの担い手となる人材の掘り起こしや育成等を目的として行う新しい生活様式に対応した取組み	・市町村等 ・地域団体等	ソフト	3/4以内	2,000	なし
地域の宝さがし	新しい生活様式での地域づくりを推進し、地域の活性化を図るため、地域にある資源を洗い出し、地域内外へ情報発信等を行う地域づくりの取組み	・市町村等 ・地域団体等	ソフト	3/4以内	2,000	なし
起業の誘発	地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組むコミュニティ・ビジネス等の開始又は規模拡大等、新しい生活様式に対応した起業に向けた取組み ※補助対象経費に占めるハード事業に要する経費の割合は50%未満	・市町村等 ・地域団体等	ソフト	3/4以内	5,000	なし
			ハード	1/2以内		
交流の促進	地域の資源や特性を磨き上げ、それらを生かして新しい生活様式に対応した行事等を実施し、県内外からの交流人口の拡大を促進する取組み ※取組内容が非営利活動であり、公益上の目的があること ※補助対象経費に占めるハード事業に要する経費の割合は50%未満	・市町村等	ソフト	3/4以内	10,000	1,000
			ハード	1/2以内		
		・地域団体等	ソフト	3/4以内	2,000	500
			ハード	1/2以内		

※1 ICTの活用に伴い各分野の補助上限額を超える場合は、1,000千円を限度にICT活用に要する経費の上乗せ可（各分野の補助率を適用）。

※2 知事がやむを得ない事情があると認める場合にあってはこの限りではない。

(別表2) 事業計画書及び補助金交付申請書に添付する書類
(交付要項第7条第2項、第9条第2項関係)

	人口減少対策 〔地域づくり〕 人材の育成	地域の宝さがし	起業の誘発	交流の促進
(1) 【1号-2】事業計画書 【1号-2】事業計画書※ (地域団体等のうち交付申請予定額が1,000千円未満の場合)	○	○	○	○
(2) 【1号-3】事業スケジュール	○	○	○	○
(3) 【1号-4】収支予算書	○	○	○	○
(4) 【1号-5】市町村意見書(市町村記入用)	○	○	○	○
(5) 【1号-6】起業の誘発(市町村記入用)	-	-	○	-
(6) 【1号-7】起業の誘発:計画概要	-	-	○	-
(7) 【1号-8】起業の誘発:実施体制図	-	-	○	-
(8) 【1号-9】起業の誘発:3か年収支計画・過去の収支実績	-	-	○	-
(9) 収入について金額の確認が取れる書類 (注)助成金等の収入が見込まれる場合に添付	○	○	○	○
(10) その他必要と認める書類	○	○	○	○

※ 地域団体等のうち交付申請予定額が1,000千円未満の場合は、該当様式を使用すること。

(別表3) 補助金の変更申請書に添付する書類
(交付要項第11条第2項関係)

	人口減少対策 (地域づくり 人材の育成)	地域の宝さがし	起業の誘発	交流の促進
(1) 【5号-2】 事業変更計画書	○	○	○	○
(2) 【5号-3】 変更後事業スケジュール	○	○	○	○
(3) 【5号-4】 変更後収支予算書	○	○	○	○
(4) その他必要と認める書類	○	○	○	○

(別表 4) 実績報告書に添付する書類
(交付要項第 15 条第 2 項関係)

	人口減少対策 〔地域づくり〕 人材の育成	地域の宝さがし	起業の誘発	交流の促進
(1) 【10号-2】 事業実施内容報告書	○	○	○	○
(2) 【10号-3】 収支精算書	○	○	○	○
(3) 【10号-4】 市町村意見書 (市町村記入用)	○	○	○	○
(4) 証拠書類 (領収証等の写し) ※	○	○	○	○
(5) 事業の遂行を確認できる写真	○	○	○	○
(6) その他必要と認める書類	○	○	○	○

※ 補助対象事業により、新たに人を雇用した場合は、賃金台帳等及び出勤簿等を添付すること。